

揭示事項
 看護小規模多機能型居宅介護

令和7年7月1日改定

運営規程の概要

フリガナ	カンタキユイマール			サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名	かんたきゆいまーる			事業所番号	1590101729
	〒950-0121			フリガナ	ヨコタ ユカ
所在地	新潟市江南区亀田向陽3丁目15番13号			管理者	横田 由香
連絡先	電話番号	025－383－0505		FAX番号	025－383－0506
営業日	365日			登録定員	29人
営業時間	通いサービス	6:00-21:00		通いサービス	18人
	宿泊サービス	21:00～翌日6:00		宿泊サービス	8人
	訪問サービス	24時間		訪問サービス	
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)			
通常の送迎の実施地域	新潟市江南区、新潟市東区(石山・東石山、東新潟・木戸・大形)、新潟市中央区(山潟、宮浦、東新潟)				
備考	東区、中央区は上記の通りです。				

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
介護従業者	11人	9人
介護従業者のうちの看護師等	5人(看護師)	3人(看護師)
介護支援専門員	1人	0人

協力医療機関等

協力医療機関	名称	丸山診療所	診療科目名	内科、消化器内科
協力歯科医療機関	名称	えなみ歯科医院	診療科目名	歯科
協力施設等	名称	特別養護老人ホーム向陽の里	種別	介護老人福祉施設

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医や上記の協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

利用料その他の費用の額

地域区分： 7級地

単価： 10.17 円

※基本利用料は1月31日現在の値です。

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担となります。

《看護小規模多機能型居宅介護》

・基本部分 ※同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

要介護度	単位	基本利用料 (1月につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	(12447)	126,585 円	12,659 円	126,585 円
要介護2	(17415)	177,110 円	17,711 円	177,110 円
要介護3	(24481)	248,971 円	24,898 円	248,971 円
要介護4	(27766)	282,380 円	28,238 円	282,380 円
要介護5	(31408)	319,419 円	31,942 円	319,419 円

・加算及び減算

内 容	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初期加算(1日につき)	(30)	305 円	31 円	305 円
認知症加算(1月につき)	Ⅲ (760)	7,729 円	773 円	7,729 円
	Ⅳ (460)	4,678 円	468 円	4,678 円
退院時共同指導加算(1回につき)	(600)	6,102 円	611 円	6,102 円
緊急時訪問加算(1月につき)	(774)	7,871 円	788 円	7,871 円
特別管理加算(1月につき)	I (500)	5,085 円	509 円	5,085 円
	Ⅱ (250)	2,542 円	255 円	2,542 円
看護体制強化加算Ⅰ(1月につき)	(3000)	30,510 円	3,051 円	30,510 円
総合マネジメント加算Ⅰ(1月につき)	(1200)	12,204 円	1,221 円	12,204 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(1月につき)	(640)	6,508 円	651 円	6,508 円
ターミナルケア加算(1月につき)	(2500)	25,425 円	2,543 円	25,425 円
訪問体制強化加算(1月につき)	(1000)	10,170 円	1,017 円	10,170 円
介護職員処遇改善加算(1月につき)	Ⅱ	1月の利用料金の14.6%(基本利用料+各種加算減算)		
登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業員の員数が基準に満たない場合 又は サービス提供が過小である場合 の減算		1月の基本利用料を70%に減算		

(注) 上記減算のほか、医療保険適用の看護サービスを行う場合等は、要介護度に応じて所定の単位数が減算されます。

《その他の費用》

内 容		金 額
食事の提供に要する費用 (1食当たり)+消費税	朝食	400 円
	昼食	550 円
	夕食	550 円
宿泊に要する費用(1泊当たり)		1,000 円
おむつ代		実 費
送迎・訪問サービスに要する交通費 (通常の実施地域を超える部分。10km未満)		300 円
送迎・訪問サービスに要する交通費 (通常の実施地域を10kmを超える部分で、以降5km毎に)		300 円
利用者の希望による日常生活費(身の回り品・教養娯楽品)		実 費

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)